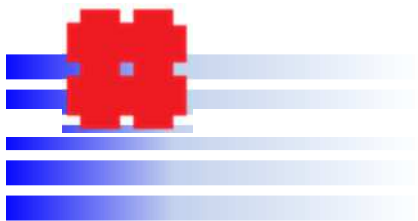
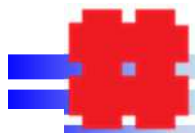


事業所等運営に関する 基本的な事項について② (報酬請求等)



目次

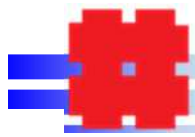
- 障害児通所給付費等算定に係る体制等の届出
- 常勤換算の考え方
- 児童指導員等加配加算
- 専門的支援体制加算
- 児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算の併用例
- 児童発達支援管理責任者欠如減算
- 人員欠如減算
- 定員超過減算
- 関係機関連携加算
- 入浴支援加算
- 欠席時対応加算
- 福祉・介護職員等処遇改善加算
- 就労選択支援の創設
- 送迎時間の取り扱い
- 勤務形態一覧表についての注意



障害児通所給付費等算定に係る 体制等の届出 その①

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る）については、利用者や指定障害児相談支援事業所等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から算定を開始することができます。

加算等が算定できない状況が生じた場合、または加算等が算定できなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出てください。



障害児通所給付費等算定に係る 体制等の届出 その②

前年度1年間の実績等を踏まえて届出る基本報酬や加算については、毎年4月15日（閉庁日の場合はその前の開庁日）までに届出ることとしておりますが、指定障害児通所支援の報酬で前年度実績が必要な報酬は以下の2つです。

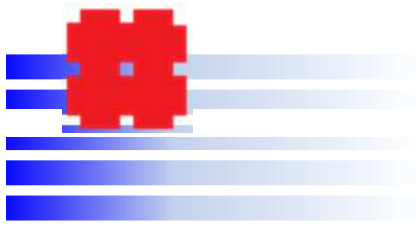
○児童発達支援の基本報酬

（小学校就学前の者の占める割合が70%以上であるか否か）

○児童発達支援、放課後等デイサービスの看護職員

加配加算（主として重症心身障害児を通わせる事業所に限る）

この2つ以外は4月15日までに届け出があっても4月1日に遡って算定することはできず、通常の届出として5月1日からの算定となります。



常勤換算の考え方

当該従業員の
1週間の
勤務延時間数

÷

常勤の従業員が
1週間に
勤務すべき時間数

=

当該従業員の
常勤換算

【例】

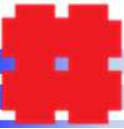
常勤の従業員が勤務すべき時間数＝40時間の事業所において、

→ ① 週40時間勤務1人のみの場合 ＝ 40H/40H ＝ **常勤換算 1**

→ ② 週40時間勤務1人＋週30時間勤務1人（計2人）の事業所の場合
＝ (40H＋30H)/40H＝ 1.75 → **常勤換算は1.7**

（少数点第2位以下切り捨て）

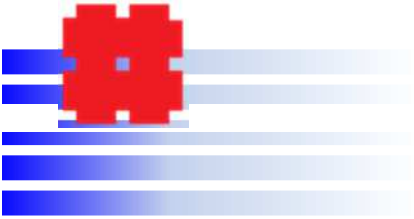
GIFU CITY



児童指導員等加配加算

人員配置基準を満たして上で、対象職種従業者を常勤専従で1加配、または常勤換算で1以上加配すると届出た場合に算定できる加算です。

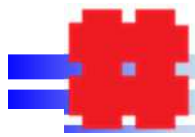
常勤専従1加配 保育士・児童指導員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・手話通訳士・強度行動障害基礎研修修了者 など <u>管理者との兼務不可</u>	経験年数 5年以上	児童福祉事業(幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、 <u>通級※</u> による指導での教育を含む)に従事した経験年数に限ります。
	経験年数 5年未満	
常勤換算1加配 保育士・児童指導員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・手話通訳士・強度行動障害基礎研修修了者 など	経験年数 5年以上	<u>※学級(特別支援学級・通級以外)での指導の期間は算入不可。</u>
	経験年数 5年未満	
常勤換算1加配 その他従業員		



専門的支援体制加算

人員配置基準を満たした上で、対象職種従業者を常勤換算1以上加配すると届出た場合に算定できる加算です。同一人物の加配で、児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算を両方算定することはできません。

理学療法士等	理学療法士 作業療法士 心理担当職員（心理学修了等） 言語聴覚士など
保育士 児童指導員	保育士・児童指導員となってから児童福祉事業で5年以上従事経験があるもの <u>児童指導員等加配加算と異なり、特別支援学校、特別支援学級、通級での従事経験を含みません。</u>



児童指導員等加配加算と 専門的支援体制加算の併用例

基準人員(定員10名)
(対象:重心以外)

サービス提供時間に
勤務する2人目有資格者
児童指導員B(非常勤)
月120時間勤務

保育士A(常勤)
月160時間勤務

児童指導員等
加配加算

常勤専従
5年未満で算定

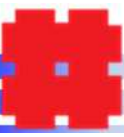
強度行動障害
基礎研修修了の
指導員(常勤)
月160時間勤務

専門的支援
体制加算

$96時間 + 96時間 = 192時間$
 $192時間 \div 160時間 = 1.2$
常勤換算1加配

理学療法士(非常勤)
月96時間勤務

保育所で6年
勤務経験のある保育士
(非常勤) 月96時間勤務



児童指導員等加配加算と 専門的支援体制加算の併用 よくある指摘例 その①

基準人員(定員10名)
(対象:重心以外)

定員超過による3人目の
有資格者 18時間不足

サービス提供時間に
勤務する2人目有資格者
児童指導員B(非常勤)
月120時間勤務

サービス提供時間中24時間
有給休暇

保育士A(常勤)
月160時間勤務

児童指導員等
加配加算

常勤専従
5年未満で算定

強度行動障害
基礎研修修了の
指導員(常勤)
月160時間勤務

専門的支援
体制加算

96時間+ 84時間=180時間
180時間-18時間-24時間=138時間

138時間÷160時間=0.8

(小数点第2位以下切り捨て)
**常勤換算1加配満たさず
当該月の全日算定不可**

定員超過の日に3人目の
有資格者として勤務 18時間

理学療法士(非常勤)
月96時間勤務

保育士Aの有給休暇中に
基準人員として勤務 24時間

保育所で6年勤務経験の
ある保育士(非常勤)
月9684時間勤務(有給2日)



児童指導員等加配加算と 専門的支援体制加算の併用 よくある指摘例 その②

職 種		勤務 形態	氏 名	第 1 週							第 2 週							第 3 週							第 4 週							4 週 の 合 計	週 平 均 の 勤 務 時 間	常 勤 換 算 後 の 人 数
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
サービス提供時間11：00～17：00																																		
管理者兼児発管	B			①	①	①	①	①	-	-	①	①	①	①	①	-	-	①	①	①	①	①	-	-	①	①	①	①	①	-	-	160	40	1
保育士（基準）	A	A		①	①	①	①	有給	-	-	①	①	①	①	有給	-	-	①	①	①	①	有給	-	-	①	①	①	①	有給	-	-	160	40	1
児童指導員（基準）	C	B		②	②	②	②	②	-	-	②	②	②	②	②	-	-	②	②	②	②	②	-	-	②	②	②	②	②	-	-	120	24	0.7
理学療法士	C			②	-	②	②	②	-	-	②	-	②	②	②	-	-	②	-	②	②	②	-	-	②	-	②	②	②	-	-	96	24	0.6
保育士（5年以上）	C			②	②	②	-	②	-	-	②	②	②	-	②	-	-	有給	②	②	-	②	-	-	②	②	有給	-	②	-	-	96 84	21	0.5
指導員（強行障基礎修了）	A			①	①	①	①	①	-	-	①	①	有給	①	①	-	-	①	①	①	①	①	-	-	①	①	①	①	①	-	-	160	40	1

備考1 * 欄には、当該月の曜日を記載してください。

2 申請する事業に係る従業者全員（管理者を含む。）について、4週間分の勤務すべき時間数を記載してください。勤務時間についてはサービス提供時間（サービス提供時間）を記載してください。

（勤務時間 ①10:00~19:00（1時間休）、②11:00~17:00）

（サービス提供時間 11:00~17:00）

※複数単位実施の場合、その全てを記載してください。

3 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、B~Dまでを加えた数の小計の平均を記載してください。

勤務形態の区分 A: 常勤で専従 B: 常勤で兼務 C: 常勤以外で専従 D: 常勤以外で兼務

4 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。

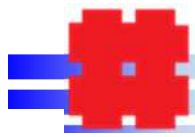
5 施設において使用している勤務割表等により、職種、勤務形態、氏名及び当該業務の勤務時間が確認できる場合は、その書類をもって添付書類として提出してください。

常勤職員の欠勤は
常勤換算へ算入可
(1月を超えないものに限る)

非常勤職員の欠勤は
常勤換算へ算入不可

専門的支援
体制加算×

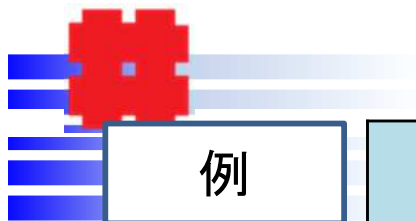
児童指導員等
加配加算
常勤専従5年未満○



児童発達支援管理責任者欠如減算

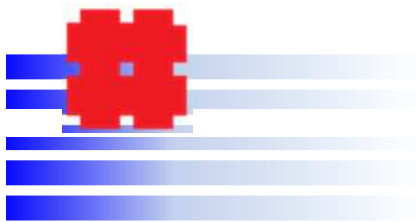
児童発達支援管理責任者を1名配置していない場合、児童発達支援管理責任者欠如減算を受けます。この減算は、事業所の全利用者が対象です。児発管が補充されるまで、**児童指導員等加配加算など、従業者の員数の充足を前提とする加算は算定できません。**

減算適用月 1月日から4月日	所定単位数の 70% を算定 (30%の報酬減)
減算適用月 5月日以降	所定単位数の 50% を算定 (50%の報酬減)



例

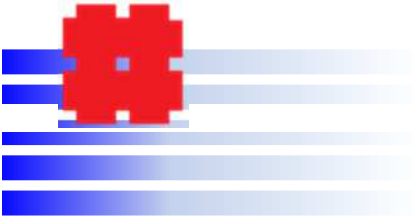
7月1日	児発管不在 → 市へ届出 児童指導員等加配加算など 算定不可 新規利用者受け入れ不可
9月1日	児発管欠如減算適用開始（30%報酬減） → 市へ届出
9月15日	児童指導員等加配加算など、 児発管補充の月の15日前に市へ届出
10月1日	児発管補充 → 市へ届出 児童指導員等加配加算など 加算開始 新規利用者受け入れ可能 ※児発管欠如減算（30%報酬減）は10月中継続 します。 児発管欠如の解消された月いっぱい減算の対 象であり、もし9月末日までに児発管が配置さ れた場合は10月1日から減算なしとなります。
11月1日	児発管欠如減算適用なし



人員欠如減算

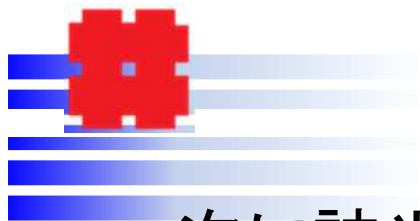
基準上配置すべき保育士や児童指導員などの有資格者（児童発達支援管理責任者を除く）について、基準上必要とされる員数を次の割合で下回った場合、利用者全員に減算が適用されます。人員配置基準を満たさなかった月は、**児童指導員等加配加算など、従業者の員数の充足を前提とする加算は算定できません。**

1割を超えて不足	翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで減算
1割の範囲内で不足	翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで減算 (ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)



人員欠如減算適用例

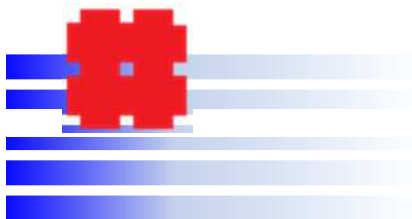
令和7年7月 (減算なし)	22日間の営業日のうち、5日間人員配置基準を満たさず。 $5 \div 22 = 0.2272\dots$ → 1割超の減少 令和7年8月から人員欠如減算適用。
令和7年8月 (報酬30%減)	16日間の営業日のうち3日間、人員配置基準を満たさず。 →人員基準を満たすに至っておらず、 令和7年9月は人員欠如減算継続。
令和7年9月 (報酬30%減)	20日間の営業日のうち1日間、人員配置基準を満たさず。 →人員基準を満たすに至っておらず、 令和7年10月は人員欠如減算継続。
令和7年10月 (報酬50%減)	22日間の営業日のうち、全日で人員配置基準を満たした。 →人員基準を満たすに至っており、 令和7年11月は人員欠如減算適用せず。
令和7年11月 (減算なし)	18日間の営業日のうち、全日で人員配置基準を満たした。



定員超過減算

次に該当する場合は、当該1日又は当該1月間について利用者全員につき減算となります。受け入れた利用者数に応じた員数の有資格者を配置できていない日は、人員欠如となります。

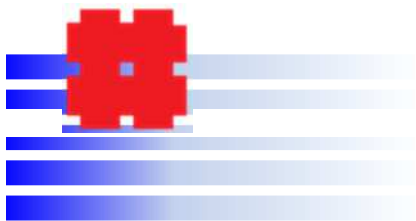
1日あたりの 利用実績 (1日について利用者全員に減算)	定員50人 以下	1日の 利用者数	>	定員 × 150%
	定員51人 以上	1日の 利用者数	>	定員 + (利用定員-50) × 25% + 25
直近過去3月 間の利用実績 (1月間について利用者全員に減算)	定員11人 以下	直近過去 3月間の延べ 利用者数	>	(利用定員 + 3) × 直近過去3月間の開所日数
	定員12人 以上	直近過去 3月間の 延べ利用者数	>	利用定員 × 直近過去3月間 の開所日数 × 125%



関係機関連携加算

関係機関と連携し個別支援計画の作成や情報共有、連絡調整を行った場合に算定できます。

関係機関 連携加算Ⅰ	保育所や学校等との個別支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催し、連携して個別支援計画の作成等をした。	<u>電話のやりとりのみでの算定不可</u>	<u>同一月に両方の算定不可</u>
関係機関 連携加算Ⅱ	保育所や学校等と児童の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催又は参加し、情報共有・連絡調整を行った。 障害児相談支援事業所が主催するサービス担当者会議への参加の場合は算定不可		
関係機関 連携加算Ⅲ	児童相談所、こども家庭センター、医療機関等と、情報共有のための会議を開催又は参加し、情報共有・連絡調整を行った。		
関係機関 連携加算Ⅳ	就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整・相談援助を行った。		

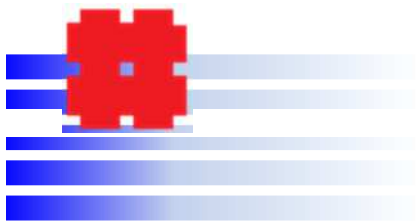


入浴支援加算

医療的ケア児 ※1 または重症心身障がい児に、発達支援と合わせて入浴支援を行った場合に算定できます。

児童発達支援	55単位/回(月8回を限度)
放課後等デイサービス	70単位/回(月8回を限度)

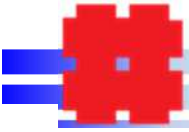
- ※1 医療的ケア児への支援で加算を算定する場合は、**重心医ケア区分の支給決定**または**医療的ケア判定スコア表の岐阜市への提出、事業所での保管が必要**。
- ※2 設備要件、安全等の配慮、職員体制の整備、個別支援計画上の位置づけ等が必要。
- ※3 **清拭のみでは算定不可**。浴槽を用いた部分浴、全身を洗うシャワー浴等は算定可。



欠席時対応加算 その①

障がい児が急病等により利用予定日の**前々日**、**前日**または**当日**に連絡を受けて状況を確認し、相談援助を行うとともに当該相談の内容を記録した場合に、月に4回まで算定できます。

※ 主として重症心身障がい児を通わせる事業所の場合は、月の延べ利用者数が、利用定員に営業日に乗じた数の80%に満たない場合は、重症心身障がい児に限り月に8回まで算定可。



欠席時対応加算 その②

Q1 A事業所を欠席した日にB事業所を利用した場合、A事業所は欠席時対応加算を、B事業所は基本報酬を算定可か。

A1 基本的に同日に異なる事業所が報酬を算定することは想
しておらず、AまたはB事業所のどちらか一方のみ算定可。

Q2 欠席時対応加算に係る対応した後、事業所が利用予定日を
休みとした場合は算定可か。

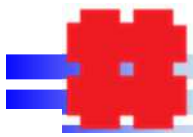
A2 上記要件を踏まえ、事業所側は利用予定日として利用者の
受け入れ態勢が整っている日に算定できるものであるため、
この場合は算定できない。



福祉・介護職員等処遇改善加算

運営指導でたびたび指摘している内容ですので、特に注意してください。

福祉・介護職資質の向上を支援するための研修を実施しているものの、研修計画等が作成されていない。	→	研修計画を作成し、計画に沿って研修を実施してください。
処遇改善計画の内容を周知したとされるものの、周知されていることを確認する記録がない。	→	従業者へ周知したことがわかる記録を残してください。
年度の途中で福祉専門職員配置等加算の算定要件を満たさなくなり、福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰを算定できなくなった。 (福祉専門職員配置等加算を算定できない月が4月連続した場合、1～3月間は福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰを算定し、4月目以降福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱを算定する)	→	加算について変更する届出を提出してください。



就労選択支援の創設 その①

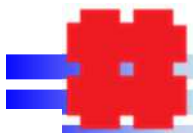
○ 就労選択支援とは

就労アセスメントの手法により、本人と協同で強みや特性、課題等を整理して自己理解を促すとともに、就労支援に係る社会資源等に関する情報提供、指導・助言を通じて、本人の希望も重視しながら就労に関する適切な選択の機会を提供するサービス。

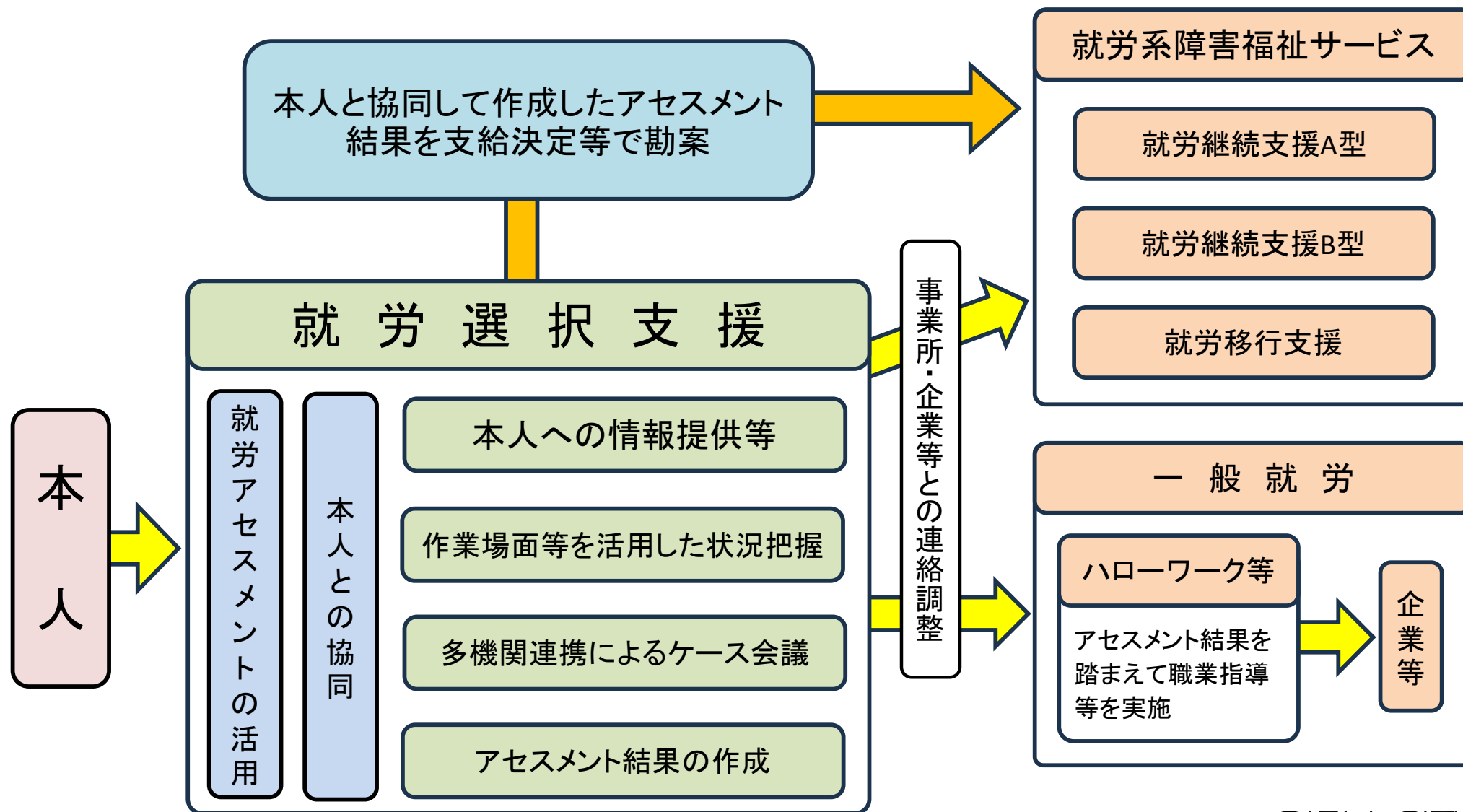
○ 利用の対象となる方

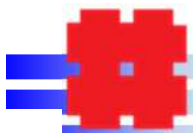
就労継続支援B型の新規利用希望者 ※ は令和7年10月1日から、就労継続支援A型の利用希望者は令和9年4月1日から、原則利用することになります。

※ 50歳以上の方、障害基礎年金1級受給者、就労経験ありの方を除く。



就労選択支援の創設 その②





就労選択支援の創設 その③

○ 事業所指定の要件

〈実施主体〉

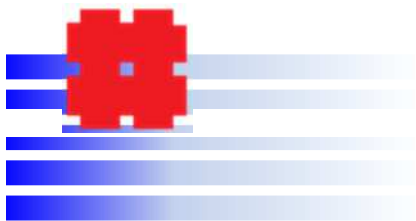
- ・就労移行支援事業所、就労継続支援事業所(実績要件あり)
- ・障害者就業・生活支援センター事業の受託法人
- ・自治体設置の就労支援センター
- ・障害者能力開発助成金による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関

〈定員〉

10人以上

〈職員配置〉

管理者1以上、就労選択支援員(人員配置15:1以上)



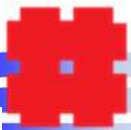
送迎時間の取り扱い

個々の児童の個別支援計画に基づき、支援の提供時間に応じて基本報酬・延長時間を算定する際、送迎の時間は支援の提供時間に含めることができません。

【例】放デイを利用 岐阜太郎さん

計画に定められた平日の提供時間14:30～17:30、延長時間17:30～18:30

14:00～14:20 学校→事業所の送迎	支援の提供時間 に含まない
14:20～17:30 事業所で過ごす	支援の提供時間
17:30～18:30 事業所で過ごす	
18:30～19:00 事業所→自宅の送迎	支援の提供時間 に含まない



勤務形態一覧表についての注意

勤務形態一覧表は、人員配置基準を満たしているか、加算要件を満たしているかを確認するための重要な資料です。

変更届や体制届の提出時に注意深く確認いただくことはもちろん、毎月の請求前に各事業所において振り返りをしてください。

加算要件を満たさないことがわかった場合、必要に応じて速やかに体制届の提出をしてください。

【よくある指摘例】

- ・4週合計の時間がシフトと合わない
- ・サービス提供時間中に必要な人数の有資格者を配置できていない
- ・従業員の肩書きが実際と異なる
- ・休憩時間を含んで勤務時間数を算出している